

○ 財務省告示第四百五号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十一年十一月十七日に買入消却した  
 国債の名称等を別表のとおり告示する。  
 平成二十一年十二月二十五日  
 財務大臣 藤井 裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債	第二回	四十三億円	九十六円九十四銭
動・物価連債	第四回	二十億円	九十一円六十九銭
〃	〃	十二億円	九十一円七十四銭
〃	〃	十億円	九十一円七十五銭
〃	〃	二十億円	九十一円七十九銭
〃	第五回	十一億円	九十三円十四銭
〃	第六回	十五億円	九十二円七十八銭
〃	〃	十億円	九十二円八十一銭
〃	〃	十億円	九十二円八十三銭
〃	〃	五億円	九十二円八十八銭
〃	〃	十四億円	九十二円八十九銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	第十二回	第十一回	〃	〃	〃	〃	〃	第十回	第八回	第七回	〃	〃
二十億円	十億円	七十億円	四億円	五十億円	五十億円	一億円	七億円	百五億円	百十八億円	二十五億円	二十五億円	三億円	三十億円	三十二億円	十七億円	五億円
九十二円八十四銭	九十二円七十九銭	九十二円七十八銭	九十二円七十五銭	九十二円七十四銭	九十二円六十四銭	九十三円三十四銭	九十三円十銭	九十三円九銭	九十三円八銭	九十三円六銭	九十三円四銭	九十三円三銭	九十二円七十九銭	九十二円二十九銭	九十二円九十五銭	九十二円九十銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	第十六回	〃	第十五回	〃	〃	第十四回	第十三回	〃
一千五億円	二十五億円	五十五億円	三十億円	三億円	四億円	十億円	五億円	百九億円	二億円	二十億円
	九十三円四銭	九十二円九十四銭	九十二円八十九銭	九十三円六十九銭	九十三円六十八銭	九十二円五十九銭	九十二円四十九銭	九十二円四十八銭	九十三円四十九銭	九十二円八十九銭